○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二七）　七

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（同一二八）

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一二九）　九

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（同一三〇）

○雇用保険法施行規則第百二十五条第三項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める職業能力検定を定める件を廃止する件（同一三一）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（**厚生労働・経済産業・環境**七）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件（同八）　八〇

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を公示する件（同九）　一〇六

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を公示する件（**中央労働委**一）　一一三

○海岸法施行令第八条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する工事を指定する件（**農林水産**七一三）

○農業協同組合法施行規程の一部を改正する件（同七一四）

○漁港管理者の変更の届出があった件（同七一五、七一六）

○平成二十三年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十四年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同七一七）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同七一八）

○平成二十三年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件の一部を改正する件（同七一九）　一二五

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十三事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（同七二〇）

○中央卸売市場の開設に係る認可を失効する件（同七二一）

○中央卸売市場開設区域を変更する件（同七二二）

○中央卸売市場の開設に係る告示事項を変更する件（同七二三）　一二六

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件（同七二四）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件（同七二五）

○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する件（**農林水産・国土交通**二）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（**経済産業**八四）

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（同八五）　一二七

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、行政文書ファイル管理簿の閲覧に供する事務所の場所を定めた件（同八六）

○中小企業信用保険法の規定に基づき災害及び地域を指定する件（同八七）　一三五

○中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件（同八八）

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を告示する件（**特許庁**六）

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、行政文書ファイル管理簿の閲覧に供する事務所の場所を定めた件（**中小企業庁**一）　一三六

○河川法第九条第五項の規定により河川の区間を指定する件（**国土交通**三四五）

○大保ダムの建設が完了した件（同三四六）

○沖縄振興特別措置法施行令の規定により告示（同三四七、三四八）

○昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する件（同三四九）　一三七

○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（同三五〇）

（以下次のページへ続く）